

令和8年度 岩沼市生活援助サービス事業 公募要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度岩沼市生活援助サービス事業
- (2) 業務内容 地域包括支援センター等が作成した介護予防サービス・支援計画表（以下「ケアプラン」という。）に基づき、利用者の居宅において、次に掲げる各号のサービスを提供する。
 - ① サービス準備
 - ② 掃除
 - ③ 洗濯
 - ④ ベッドメイク
 - ⑤ 衣類の整理・補修
 - ⑥ 調理・配下膳
 - ⑦ 買い物・薬の受け取り※詳細は仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 業務目的

日常生活支援を必要とする高齢者を対象に生活支援サービスを提供し、もって当該高齢者の地域における自立した日常生活を支援することを目的とする。

3. 応募要件

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 宮城県内に本社又は事業所を置き、法人格を有する者であること。
- (2) 介護保険法に基づく訪問介護事業又は家事援助の生活支援サービス事業の実績（令和8年3月1日現在）を有する者であること。
- (3) 法人又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 国税、県税、市税等を滞納している者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 破産者で復権を得ない者
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - オ 岩沼市暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者

4. 手続等

- (1) 担当部課
〒989-2427 宮城県岩沼市里の杜三丁目4番15号
岩沼市健康福祉部介護福祉課 事業給付係
電話：0223-24-3016
- (2) 提出書類
ア 令和8年度岩沼市生活援助サービス事業者公募申込書

イ 登記事項証明書の写し（6ヶ月以内のもの）

ウ 納税証明書の写し（3ヶ月以内のもの）

(3) 受付期間、場所及び方法

受付期間：令和8年3月13日（金）13時から同月24日（火）16時まで

場 所：4. (1)に同じ。

方 法：提出書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送による場合は、提出期限日必着とする。期限までに到達しなかった場合は無効とする。

(4) 仕様書等に対する質問受付期間、場所、方法及び回答方法

受付期間：令和8年3月19日（木）15時まで

場 所：4. (1)に同じ。

方 法：任意の様式で質問書を作成の上持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、質問書には、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。

回答方法：質問に対する回答は、質問者に対して電子メールにより行う。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（岩沼市の休日を定める条例（平成元年条例第36号）に規定する休日を除く。）以内に、書面により、岩沼市長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとする。

② 岩沼市長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(6) その他

① 書類の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された書類は、返却しない。

③ 提出された書類は、審査以外に提出者に無断で使用しない。

④ 上記4. (3)の期間以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

⑤ 書類に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とする。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 書類を提出した者に対して、審査結果を通知する。